

平成20年 第1回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成20年1月10日（木）午前9時32分

場 所：教育委員会室

平成20年1月10日

## 東京都教育委員会第1回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第1号議案 東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画の文言訂正について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会第1次報告について
- (2) 平成19年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について
- (3) 杉並区立和田中学校における私塾連携の取組について
- (4) 第7期東京都生涯学習審議会の第一次答申について
- (5) 東京都公立学校教員の懲戒処分等について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
	(欠席)

委員	瀬古 利彦
委員	中村 正彦

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	中村 正彦
	総務部長	志賀 敏和
	学務部長	新井 清博
	人事部長	松田 芳和
	福利厚生部長	秦 正博
	指導部長	岩佐 哲男
	生涯学習部長	皆川 重次
	特別支援教育推進担当部長	荒屋 文人
	人事企画担当部長	直原 裕
	教育政策担当参事	石原 清志
	学校経営指導・都立高校改革推進担当参事	

森口 純

(書記)	教育政策室政策担当課長	黒崎 一朗
------	-------------	-------

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成20年第1回定例会を開会させていただきます。

本日は、竹花委員から所用により欠席との届出をいただいております。

初めに、米長委員が8年の任期が終わられ、その後任の委員として平成19年12月21日付けで瀬古利彦委員が就任されましたので、御紹介申し上げます。

【委員】 瀬古でございます。よろしくお願いいたします。

ずっとマラソン一筋でやってきました。一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 まず取材・傍聴関係でございます。報道関係がフジテレビ外、計9社、個人は6名の方からの傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございませうか。――〈異議なし〉――それでは、入室していただいでください。

冒頭、カメラ撮影がありますので、よろしくお願いいたします。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人でございますが、瀬古委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回11月22日、第20回定例会の会議録につきましては、先日本配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございませうか。――〈異議なし〉――それでは、第20回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回12月13日、第21回定例会の会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

します。

非公開の決定の件でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、報告事項（５）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては非公開とさせていただきます。

## 委員長職務代理の指定

【委員長】 委員長職務代理の指定でございます。委員の交代に伴いまして、委員長職務代理者の指定をいたします。委員長職務代理者の指定についての説明を総務部長、よろしく願いいたします。

【総務部長】 東京都教育委員会委員長職務代理者の指定について、御説明を申し上げます。

委員長職務代理者については、法律上、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたとき、あらかじめ教育委員会が指定する委員がその職務を行うという規定となっております。その任期の規定はございませんが、委員長の任期が１年となっていることから、職務代理者についても、従来、委員長に準じて任期を１年、また、再任を可能として選任をお願いしております。

職務代理者第１順位の米長委員が昨年１２月２０日をもって委員を退任されましたので、本日、選任をお願いするものでございます。

新たな委員長職務代理者の任期は、平成２０年１月１０日から平成２１年１月９日までの１年間でございます。よろしく願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明について、何か御意見、御質問ございませんか。それでは、私から提案をさせていただければと存じます。これまで委員長職務代理第２順位をお願いしておりました内館委員に第１順位をお願いし、高坂委員に第２順位をお願いしたいと存じますが、よろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——では、そのようにさせていただきます。委員長職務代理者の第１順位は内館委員、第２順位は高坂委員となります。よろしく願いいたします。

## 議 案

第1号議案 東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画の文言訂正について

【委員長】 第1号議案、東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画の文言訂正について、説明を特別支援教育推進担当部長、よろしくお願いいたします。

【特別支援教育推進担当部長】 それでは、第1号議案、東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画の文言訂正について、説明させていただきます。

東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画につきましては、昨年11月22日の教育委員会で決定をいただき、公表しております。今回付議する内容は、計画内容に修正を加えるものではなく、第二次実施計画の一部の文言訂正を行うものでございます。

第二次実施計画を公表して以来、私どもは特別支援学校の保護者をはじめとした各種関係団体や行政等に対して説明をまいりました。その過程で、計画書の文言にやや不明瞭な箇所があるとの御指摘が寄せられました。これを受けまして、都民にとって分かりやすい内容とするため、実務的な検討を行い、文言訂正の議案としてまとめさせていただきました。現在、委員のお手元にある冊子の形で、将来的には印刷する予定でございます。それまでに文言訂正をさせていただきたいということでございます。

訂正は2種類、合計9か所でございます。

1は、内容が不明瞭な箇所について、表現の工夫により分かりやすく改めるものでございます。

まず、計画書の4ページでございます。私立幼稚園につきましても、就学支援シートの利活用などの情報提供や幼稚園教諭を対象とした特別支援教育に関する講習会に出席できることなど、一部の支援を行うことから、「区市町村立」という限定的な文言を削除するものでございます。

なお、東京都内の幼稚園に関しましては、全体で1,084園ございますが、約80パーセントが私立でございまして、約17万7千人の幼児のうち約16万2千人が私立幼稚園

に通っております。

計画書9ページは、都立石神井ろう学校が平成18年度末で閉校したことにより、2段書きにしていたものを1行にまとめ、簡略な表現にしたものでございます。

47ページは、脚注に統括校長の説明を加えることで、本文が唐突な印象にならないようにするものでございます。

49ページは、「仮設校舎の借り上げ」という表現が一般的に分かりにくいということから、表現を工夫したものでございます。

54ページは、「区立を含む」と記載することにより、区立が強調され、後段の文章にも区立が含まれるとの誤った読み方がされるため、これを削除するものでございます。

58ページは、自律経営推進予算についての表現を分かりやすくするため、改めるものでございます。

同じく58ページでございますが、「放課後の居場所づくり」と明記することにより、表現を分かりやすくしたものでございます。

2は、語句の脱落や行の入れ替わりが生じている箇所について、正しく改めるものでございます。

1ページは、中扉の第1部の章タイトルのうち、「第3章 第二次実施計画の基本的な考え方」がそっくり落ちていたものでございます。

68ページは、表のうち中2行につきまして上下が逆になっていたものでございます。これらの訂正を行うという内容でございます。

以上で東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画の文言訂正について、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの件に関しまして、何か御質問、御意見ございますか。――〈異議なし〉――今後、また出てくる可能性もありますね。

**【特別支援教育推進担当部長】** 我々としては全部見たつもりではございます。

**【委員長】** なお不明瞭なところ等がないかどうか、確認をよろしく願います。

それでは、この件につきましては原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

## 報 告

### (1) 教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会第1次報告について

【委員長】 報告事項(1) 教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会第1次報告について、説明を人事企画担当部長、よろしくお願いいたします。

【人事企画担当部長】 報告資料(1) 教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会第1次報告についてでございます。

教育管理職、指導主事の任用や育成上の諸問題について検討しております教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会が、第1次報告としまして、管理職選考制度の見直しと人材育成の仕組みについて、提言を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

現行の教育管理職の選考制度につきましては、A選考、B選考、C選考の三つございます。

現状の問題点でございますが、大きく二つに分けております。初めに、学校管理職の選考・育成上の問題点です。主にB選考関係になります。団塊世代の校長、副校長の大量退職期を迎え、その後の補充要員が不足しております。どうして不足するかというと、有資格の年齢層が少ないということ。それから、より本質的な問題は、特に副校長の職の魅力が低下しており、受験率が低下している。受験資格があってもなかなか受けない。そういう意味では、管理職を目指さなくなっている現状があるということでございます。

その次の指導主事ですが、指導主事は教育委員会の事務局に配置している教員系の職員で、指導行政を担っているわけですが、その人たちの育成上の問題でございます。指導主事というのは、教育施策の立案・調整など様々な業務を行っていますが、ベースとして教科指導の専門的な能力が必要であると考えております。しかし、この間、

学校から、この専門的能力が非常に低下しているという指摘を受けております。

どうして低下したのかということですが、これも様々な理由が明らかになってまいりました。指導主事というのは、管理職選考に合格した後、管理職候補期間中に指導主事の仕事をを行っているわけですが、様々な仕事を体験させるため、かなり短期間に異動させていることから、能力を向上させるという面では不十分である。それから、元々現在の管理職選考制度はマネジメント能力を重視している反面、専門的な能力について、選考においてあまり考慮していなかったという面。もう一つ、先ほどのB選考と同じですが、指導主事はかなり激務でございまして、指導主事の職になかなか魅力が感じられなくなっている現状がある。そのために、良い人材が受験しなくなっているという問題があるわけです。

こうした問題を解決するために様々な方策を考え、基本的な考え方として整理いたしました。

1点目が学校管理職及び指導主事の計画的な育成でございます。選考制度の見直しを行うわけですが、待っているだけでは良い人材は確保できないということで、これからは管理職選考を目指すように育成し、働きかけていく必要があるということでございます。まずは学校におけるOJTが基本になるだろうと考えております。

2点目に、区市町村教育委員会が管理職になるべき人材を見出し、育成していくこととございます。

3点目に、任用制度に対応した育成の機会を作るということです。平成21年度から新たに主任教諭の任用を始めるわけですが、そうしますと、東京都の教員は管理職を除きまして、一般教諭、主任教諭、主幹という3層構造になります。この三つの職層ごとに、より上位の職を目指すような働きかけを行う、そのような研修などを行っていく必要があると考えております。

第2の考え方でございますが、指導主事の力量形成ということで、まずは指導主事の専門的能力を重視した選考と育成を行っていく。また、指導主事には様々な職務がございまして、中には専門的能力も大事ですが、むしろ学校への指導という面では、経営面での力が必要なポストもございまして、任用の多様化、具体的に言いますと、B選考合格者からも本人の適性等によっては任用していくことを考えております。

第3に、若年層からの選抜・育成ということでございます。団塊世代の大量退職に伴いまして、今後、徐々に年齢構成の若年化が始まってまいります。そうした新しい年齢構成に対応しまして、学校の中でより若い年代から主任などの責任ある仕事に就くことができるように見直しを行っていく。特に有為な人材については、教職大学院に現職派遣するなど、積極的に引き上げていくことを考えております。

第4に、そうはいいまして現行制度の守るべき点はございます。4点記載しましたが、例えば2点目の教育委員会と学校間の人事交流を重視し、相互の意思疎通、あるいは連携を図っていくことは今後も継承していきたいと考えております。

こうした考え方に立って具体策をまとめましたが、まず学校管理職の確保策でございます。

1点目が、B選考の受験年齢の引下げでございます。

2点目が、B選考の受験の母体になります主幹の層を厚くするという事で、主幹の受験年齢の引下げも行ってまいりたいと考えております。

3点目が、学校運営への参画意識を高める育成体制の整備ということで、こちらが特に重要ではないかと考えているわけですが、先ほど申しました学校におけるOJTの推進、あるいは職層ごとの研修を行っていききたいと考えております。

4点目が、B選考合格者の管理職候補期間中の育成の徹底でございます。

5点目として、副校長・主幹の職務及び給与の在り方の検討でございますが、現在、副校長あるいは主幹に校務が偏重しておりまして、ここを是正して、より魅力のある職にしていくことが根本的には重要だと考えております。本来であれば、その方策も併せて提言すべきところでしたが、今回は来年度の管理職選考に反映させるものを中心に取りまとめましたので、この問題については、検討委員会の最終報告において、校務の縮減や職務の明確化などの具体的な方策を提言していきたいと考えております。

それから、指導主事の確保と力量形成でございますが、A選考の合格者につきましては、原則として管理職候補期間の5年間を通して、継続して指導主事に任用し、育成を図っていききたいと考えております。

それから、選考に当たり、従来行っております管理職としての基本的なものは当然

問いますが、併せて専門的な能力についても検証を行うようにしたいと考えております。

先ほどもお話ししましたが、B選考合格者からも、職場あるいは本人の適性によっては、学校経営支援主事、指導主事に任用を図っていきたいと思っております。

そして、指導主事につきましても計画的に育成するために、区市町村教育委員会による推薦制の導入や現在行っている東京教師道場の修了者に対する継続的な育成を行いまして、指導主事に適した人材を見出していきたい、働きかけていきたいと考えております。

最後に、指導主事の職務及び給与の在り方につきましても、残された課題として引き続き検討していきたいと考えております。

見直しの具体策の全体像をお示ししたものが、もう1枚の資料、「教員の人材育成の仕組みと任用体系」でございます。教員は教諭として採用され、来年度からは主任教諭選考を行う予定にしております。モデルケースで言いますと、採用10年程度で主任教諭選考を受け、合格すると主任教諭になり、高い実践力の発揮、校務分掌上でも重要な役割を果たしてもらおう。さらに、30代中ごろになりますと、主幹選考を受け、これに合格すると主幹として副校長を補佐するとともに、他の教諭を指導・監督する。このほか、管理職になる人については、年代によって、若い人では32歳からA選考を受けられる。B選考は、従来44歳からだったのですが、39歳から受けられるようにする。このような仕組みを今回考えたわけです。

中段に、それぞれの教員の職層に応じて求められる資質・能力・役割についてまとめております。初任の段階では、まずは教諭としての使命感というような必須のものを身に付ける必要がある。その後、自分の授業の力をまずは付けてもらわないといけない。その後、徐々により幅広く生徒指導の力や、校務分掌を通じて組織の中で役割を果たすことで、教師としての総合的な力量を向上させていく。主任教諭になれば、主幹を補佐するとともに、先輩としてより若い人の育成も担ってもらおう。主幹になれば、マネジメントの一端も担ってもらおう。このようなことを考えているわけでございます。

これに対応して、単に選考制度を見直すだけではなく、育成の仕組みを講じていか

なくてはならないということで、新しい仕組みとして整理したものでございます。昨年度から行っております東京教師道場の修了者に対して、継続的な育成のプログラムを導入してまいります。そのプログラムを修了した人、そのほか、区市町村教育委員会から推薦を受けた人に対して、集中的な教育行政研修を行いまして、A選考につなげていく。これは特に若手の優れた人材を発掘するという仕組みです。来年度から教職大学院への現職派遣を行いますので、そこを出た人に対してもA選考を働きかけていきたいと思っております。

現在、主幹選考を受ける人が非常に減っているという問題点があるわけですが、主任教諭の中で、主幹になってほしい人に対し、学校運営研修Ⅰ、あるいはOJTを行い、主幹選考受験を動機付けていく。それから、主幹の中で管理職になってほしい人につきましては、学校運営研修Ⅱ、OJTを行いまして、B選考につなげていく。このような仕組みを今後具体化していきたいと考えているところです。

以上が今回の報告書の概要でございます。御了承いただけましたら、更に具体的な詰めを行いまして、可能なものは来年度の選考から実施に移していきたいと考えております。

説明は以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御意見ございますか。

**【委員】** 幾つかのことを考えておられるので、どれが有効なのか、よく分かりませんが、とりあえず試していくということは良いのだろうと思います。その場合に、例えばC選考で、50歳を過ぎてからでも副校長を4年もやらなければならない、副校長が終わって校長になったらすぐに辞めなければいけないというようなことにもなる。果たして副校長が4年まで必要なかどうか。おのおのの期間について、例えば2年から5年とするなど、少し弾力的に考えることもできると思います。

もう一つ、希望者がいないということで、上から引っ張り上げるための努力をする。これは、最近では企業でもやっていますから、良いのだろうと思います。その場合に問題は、なぜ指導主事になりたがらない、なぜ副校長になりたがらないか。今、少し説明がありましたが、これについてももう少しシビアに考える。例えば教育庁や文部科学

省がいろいろなことを要求し過ぎるから、こんなことではかなわないということになっていないのか。現にOECDの調査で言えば、日本の先生方の勤務時間は長い、教えている時間は短い。それは、調査など雑事が多いということですから、これを減らしていけば、少し変わるのではないか。

もう一つは、かねがね言っていますが、例えば退職した校長先生や民間の企業でマネジメントをやった人などをアドバイザーとして受け入れて、マネジメントの一部をそういう人が肩代わりしていくようなことも総合的に考えてはどうか。そんな印象を持ちました。

それから、給料に差をつけるということは以前から言っているの、早く人事委員会とも調整して、具体的なプランをつくっていただきたいと思います。

以上です。

**【教育長】** 団塊の世代がたくさんお辞めになるのですが、この方々の力を是非借りたい。そうでないと、あいた穴を埋めるために今度は大量採用をすることになってしまいますので、それは検討いたします。

**【委員長】** 今、委員が御指摘になったことは非常に大切なことです。日本の教育制度の最大の弱点は、教える立場にいる人たちがほかのことまでやらなければいけないということです。例えば最近問題になっている保護者に対する対応や、その他、外部からくる問題に対する対応、それらに大変時間がとられるという問題があります。そういう意味で言うと、まだ日本は非常に貧しい国で、先進国と比べると、教えること以外の業務をする人の数が圧倒的に足りない。その点を中央教育審議会でも非常に重大視し、教育振興基本計画でも議論をしております。言葉が適当ではありませんが、アシスタント的な人、教えること以外のことを行う人をできるだけ多く学校に入れようということを検討しています。徐々に良い方向には向かうと思いますが、そういう努力が大切で、これを実現することによって、先生方の子供たちに向き合う時間が増えてきます。教えることが好きな方が先生になっているわけですから、そういう方に頑張ってもらうような環境を作ることが大切だと思います。その辺を東京都が率先してやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**【委員】** 要求する資料も、本当にこれが必要かどうかを要求する側が常にチェッ

クしないといけない。習慣になってしまうと、漫然と毎年同じことを要求することになってしまいます。

【委員長】 逆に文部科学省から来た調査を、これは要らないのではないかというように東京都から言っても良いと思います。

【委員】 副校長というのはどういう職務を行っているのですか。

【人事企画担当部長】 一般の教員にとってみれば、直属の管理職が副校長でございます。学校はトップが校長で、管理職は2人体制です。副校長は、教育の中身にかかわることも行いますし、より広くマネジメント全般、人事管理や会計のことも含めて行っております。

【委員】 昔で言うところの教頭です。

【委員】 以前から教頭先生はどのような仕事をしているのかと思っていました。

【委員】 忙しいのです。中身が良いかどうかは別にして、忙しいことは忙しい。

【委員】 校長先生のほうが暇なのですか。

【委員長】 校長も忙しいのです。

【委員】 だから、仕事の中身をもう少し分析したほうが良いと思います。

【委員長】 先ほど委員が、最近の若い人は昇進をあまり望まない、企業でも同じだとおっしゃいましたが、どうして昇進を望まないのか。先生になられる方は、教えることに魅力を感じてその職を選ばれているのだと思いますが、どうして主幹になろうとしないのか、その辺の要因分析をきちんとする必要があるのではないのでしょうか。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。

## (2) 平成19年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について

【委員長】 報告事項(2)平成19年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について、説明を指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 報告資料(2)平成19年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰についてでございます。

昭和59年から始まり、ちょうど今年度で27回目になります。趣旨につきましては、東京都における学校教育の一層の充実に資するため、幼児・児童・生徒及び学生を表彰し、広くこれを顕彰するというものでございます。

表彰の対象及び基準でございますが、表彰の基準は四つございます。1点目が、人命救助やこれに類する行為を行ったとき。2点目が、福祉、環境美化活動、伝統文化の継承等の活動を継続的に実践したとき、また、学校内における継続的な活動が他の児童・生徒に良い影響を与えたとき。3点目が、部活動等の対外活動において著しい成果を上げたとき。4点目が、児童・生徒の模範となる活動を行い、表彰に値すると認められたとき。こうした基準に該当する個人、組、団体を表彰するものでございます。

被表彰対象者決定までの経緯でございますが、昨年12月3日までに、区市町村立学校におきましては教育委員会の教育長から、都立学校につきましてはそれぞれの学校長から表彰候補者等の推薦を受けました。推薦件数は、小学校81件、中学校98件、高等学校61件、特別支援学校、特別支援学級が22件、合計262件でございました。1月7日に表彰審査会を開き、小学校31件、中学校40件、高等学校31件、特別支援学校、特別支援学級が20件、合計122件の表彰者及び表彰団体を決定したところでございます。

2枚目に、推薦数と被表彰者数の平成17年度からの経年変化の様子をお示ししております。平成18年度と平成19年度を比較いたしますと、候補推薦数が、昨年度が214件、今年度が262件で、48件増えております。特に都立高等学校等につきましては、都立学校経営支援センターのいわゆる支援センターだより等で、生徒たちの良い実践を紹介していることから、そうしたものが挙がってきていること、あるいは、区市町村に働きかけた成果が出てきているためだと思っております。

被表彰者数も平成18年度と平成19年度で比較いたしますと、85件から122件で37件増えております。

基準別件数につきましては、クラブ活動、部活動等の対外活動における成果により表彰するものが、平成18年度、平成19年度も大変多くなっており、どちらかというとな部活動関係の表彰が多いという傾向にございます。

児童・生徒等の被表彰対象者については、資料の4ページ目以降に平成19年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰被表彰者名簿をお示ししております。

3ページ目を御覧ください。122件の中からそれぞれの内容につきまして代表的なものを紹介させていただきました。

事例1の人命救助は、東京マラソンのゴール手前41キロ付近でランナーが倒れ込むのを発見いたしまして、ゴール付近の救命センターまで全力で走り、職員に通報し、AED（自動体外式除細動器）による緊急対応により、この方は命を取りとめたという件でございます。江東区立東雲小学校の当時5年生、現在6年生の児童でございます。

事例3、ボランティア活動は、近隣の小学校児童の登校時の交通安全指導の協力要請を受け、毎日欠かさず自主的に取組、後輩の中に協力者が生まれるなど、地道な活動を続け、他の生徒の模範になったという活動でございます。これは都立足立東高等学校の生徒2名でございますが、新聞にも報道され、警察や足立区等からも表彰を受けております。

事例4、地域活動でございますが、環境美化のためアルミ缶リサイクル活動を実施し、そこで得た資金により車いすを購入して福祉施設に寄附するなど、他の生徒の模範となっている。これは都立大島南高等学校でございます。

事例8のスポーツですが、全国高校サッカー選手権大会に出場、フェアプレーの精神で選手一人一人が力を発揮し、準々決勝へ勝ち進んだ姿は多くの人々に感動を与え、児童・生徒の模範となり、希望を与えたということでございます。これはベスト8まで進出した都立三鷹高等学校でございます。

表彰式につきましては、2月2日（土曜日）に実施し、教育長より表彰状を授与する予定でございます。

説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ございますでしょうか。――〈異議なし〉――候補者が増えているのは結構なことですね。それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。ありがとうございます。

### (3) 杉並区立和田中学校における私塾連携の取組について

【委員長】 報告事項(3) 杉並区立和田中学校における私塾連携の取組について、同じく指導部長、説明をお願いいたします。

【指導部長】 それでは、報告資料(3) 杉並区立和田中学校における私塾連携の取組についてでございます。

杉並区立和田中学校における私塾連携の取組につきまして、公立学校教育の機会均等と公立学校施設利用の公共性及び教職員の兼業・兼職などの観点から疑義があることから、実施について再考するよう指導を行いましたので、報告をさせていただくものでございます。

杉並区立和田中学校における私塾連携の概要でございますが、この取組の事業名は夜スペシャルと言っているようでございます。

趣旨、目的は、生徒の学力向上、受験対策ということでございます。

対象・方法でございますが、2年生の希望生徒を対象に15名から30名程度を募集して、入室テストを行い、平日の夜や土曜日を利用した塾講師による特別授業を実施するというものでございます。

実施主体は和田中学校地域本部、これは和田中学校の保護者や地域の人々によるボランティア団体でございます。ここが実施主体になっておりますが、同時に教育課程への位置付けは、和田中学校の教育課程外の教育活動とされております。

この事業の委託先でございますが、S A P I Xという塾でございます。

実施場所につきましては、和田中学校の教室でございます。

費用は、参加回数によりますが、授業料として月額1万8千円から2万4千円徴収するというところでございます。

使用する教材につきましては、和田中学校の教諭と塾講師とが共同で開発を行いまして、作成した教材の著作権は塾にあると聞いております。

東京都教育委員会といたしましては、昨年12月に新聞報道された後、疑義のある事柄につきまして杉並区教育委員会と協議を重ねてまいりましたが、実施日直前になっ

ても疑義が払拭できなかつたため、文書による指導を行ったものでございます。

この取組に対する東京都教育委員会の見解でございます。1点目は、この取組は地域本部の主催とされていますが、同時に和田中学校の教育課程外の教育活動にもなっており、その実施に当たり、参加方法、費用の負担、対象者等について、義務教育の機会均等の確保という観点から疑義があること。また、地域本部が特定の私塾に運営させることから、都民に特定の私塾の学校施設利用と取組の営利性を疑わせるものでございまして、こうした取組を教育財産である学校で実施することは、公立学校施設の公共性・非営利性に反するおそれがあること。さらに、使用する教材の開発に校長及び教員が関与することについて、教育公務員の兼業・兼職の適正な手続の観点から疑義があると考えております。

こうしたことから、東京都教育委員会といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条に基づきまして、杉並区教育委員会に対して、この取組の実施について再考するよう求め、文書により指導したものでございます。次頁にその文書を添付させていただいております。

なお、杉並区教育委員会では、昨日、定例教育委員会がございまして、教育長から都の指導の内容について報告するとともに、9日から実施予定だった夜スペシャルの授業を2週間程度延期すると報告をしたと聞いております。杉並区教育委員会の事務局におきまして、東京都教育委員会から指導のあった内容について改めて検討して、その結果を23日の杉並区の教育委員会で報告をするという方向性であると聞いています。

説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの件に関しまして、何か御質問、御意見ございますか。

**【委員】** 基本的には、杉並区教育委員会がこれで良いというのであれば、私はやれば良いと思います。そのときに、ここにあるような条件をもう少し事前に都教育委員会に相談できなかったのかということに逆に疑義があります。しかも、杉並区の教育長は指導部長の前職の人なので、どうも教育行政の横の連携が悪いような気がします。これに限らず、できるだけ自主性を持たせるということと、連携をよくす

るということをお互いが認識し合うということを進めていただいたら良いのだろうと思います。

【指導部長】 区市町村教育委員会の様々な工夫された事業については積極的に支援をしております。今回は、解決すべき課題がまだ残っているということで、指導させていただいたということでございます。

【委員】 これは杉並区立和田中学校だけの話ですか。

【指導部長】 杉並区立和田中学校についてだけの話でございます。

【委員】 ほかにもそういうことはあるのですか。

【指導部長】 塾との連携ということで事業を進めている区はございますが、教育委員会の事業として、一般入札等の手続をとりながら、全員を対象にして行っているというものでございます。

【委員長】 それでは、この件についても報告として承ったということにさせていただきます。

#### (4) 第7期東京都生涯学習審議会の第一次答申について

【委員長】 報告事項(4) 第7期東京都生涯学習審議会の第一次答申について、説明を生涯学習部長、よろしくお願いいたします。

【生涯学習部長】 報告資料(4) 第7期東京都生涯学習審議会の第一次答申について、御報告いたします。

今期の生涯学習審議会は、平成19年5月に22名の委員で発足いたしました。平成18年12月の教育基本法改正により、家庭教育や幼児期の教育等の規定が整備されたことを受け、諮問事項「新しい教育基本法の下で東京都が取り組むべき社会教育施策の在り方について」を諮問したものでございます。

生涯学習審議会では、諮問事項の検討に当たりまして、これまで教育行政の取組が十分でなく、また、喫緊の課題である乳幼児期を含めた家庭教育支援について先行的に検討し、「乳幼児期からの子供の発達を地域で支えるための教育環境づくりの在り方について」を第一次答申のテーマとして答申したものでございます。

第一次答申の概要ですが、全体が4章で構成されております。第1章が「乳幼児期からの発達の重要性」、第2章で「家庭教育支援等の現状と課題」、第3章で「すべての『子供の発達』に向けたこれからの教育支援の基本的考え方」、これを示しまして、第4章で「乳幼児期からの『子供の発達』を地域で支えるために教育委員会に求められる役割」として、「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト」の提案をしております。

では、内容につきまして御説明させていただきます。

第1章の「乳幼児期からの発達の重要性」についてでございます。ここでは、子供の成長は乳幼児期において生涯にわたる人間形成の基礎が培われるとしております。そして、近年の研究により、子供の情動の健全な発達のためには、乳幼児期からの教育が重要であるとの科学的知見が示されております。そして、学齢期・青少年期の子供の問題と乳幼児期の関係ですが、現在、子供の基本的な生活習慣が乱れていたり、対人関係が希薄化する中で、成長・発達にかかわる様々な問題が生じておりますが、こうした問題は学童期からではなく、既に乳幼児期から始まっているととらえております。そして、こうした子供を持つ親の状況として、地域における地縁的関係の希薄化などを背景に、親自身の孤立化や子育て文化が継承されないなどの様々な問題が現れているとしております。

乳幼児期からの発達が重要であるということで、第一次答申のテーマについて検討したということでございます。

第2章の「家庭教育支援の現状と課題」ですが、ここでは行政施策について述べております。現在、教育行政として家庭教育支援施策を行っております。また、少子化社会対策の一環といたしまして、福祉行政として子育て支援施策を行っておりますが、これらの課題として、社会的に孤立している親への対応が不十分である、また、地域にはそれぞれの活動している団体があるわけですが、それらの連携が不十分であって、地域の実情や個々人の状況を踏まえたきめ細かな支援が不足した状況になっているということでございます。このため、乳幼児とその親のニーズを分析・対応する施策が必要であるとしております。

こうした課題を乗り越える新たな手法として東京都教育委員会が平成18年度から取

り組んでおります「子どもの生活習慣確立プロジェクト」について触れております。この事業は、就学前の子供を持つ親を対象に、子供の望ましい生活習慣を確立する取組を求める事業でございますが、子育てに関心の低い親への対応として、学校と連携し、就学児健診や入学説明会の機会を利用して、生活習慣確立の必要性をPRしております。これまでの家庭教育支援では学習の機会の提供ということで、待ちの状況であったわけですが、必ず親に生活習慣確立の必要性が届く取組として、行ったものがございます。

また、福祉、保健機関、医師会等との連携をしておりますが、ここでは教育委員会で作成した資料が、子供の生活習慣確立の必要性を科学的に説明できる論拠を示したものだとして、福祉の専門職である保健師や保育士から大きな反響を受けました。福祉分野の専門の方もこういうものを欲しがっていたということで、この取組を審議会として評価し、この手法を踏まえつつ、乳幼児期からの子供の教育支援の考え方を整理する必要があるとしております。

第3章、「すべての『子供の発達』に向けたこれからの教育支援の基本的考え方」でございます。家庭教育が果たす機能につきまして、家庭教育はすべての教育の出発点と言われ、子供は親を通じて様々な世界を知ることになります。親が行う家庭教育には、子供自身の発達と社会化等を促す機能があるとしております。最初に家庭教育を機能としてとらえた上で、第1章、第2章の現状と課題に対応した子供の発達を支援するための施策の基本的考え方として、二つの視点を挙げております。(1)として、「地域」を基盤に乳幼児期からの一貫した子供の教育支援という視点でございます。(2)として、親たちに「社会的つながり」を促すという視点でございます。

(1)の一貫した子供の教育支援の視点では、特に妊娠期、乳幼児期への対応を充実させる必要があるということとともに、将来の親になる次世代の育成という観点から、小学校段階での乳幼児との交流や中高生への育児体験の必要性を述べております。

(2)の親たちに「社会的つながり」を促すという視点ですが、地域における信頼できる身近な人たちとのつながりに注目して、地域の中で親同士が交流し、親たちと地域の支援者たちが多様なつながり、これを「社会的なつながり」と述べておりますが、これをつくることが重要で、社会的つながりが乳幼児を持つ親にもたらす効果と

して、四つの事項を掲げております。

(3) の社会的つながりを促す「地域の担い手」では、社会的つながりをつくり出す役割を地域の担い手（ファシリテーター）が果たすことで、地域住民の力が生かされ、親自身の学びを支援することになるとしてしております。こうした視点を持って、地域の担い手がいないと、様々な活動の連携が図りにくいということで、地域の担い手が必要だということをございます。

(4) では、子供の発達を軸に据えた地域における多様な主体のネットワークの形成を図に示してしております。絵の中心の「乳幼児期からの子供の発達」を軸にして、このコアを囲む一番内側を「A、子供と親の社会的つながり」ととらえます。ここでは住民やPTA、子育てグループ、NPO、保護者などの方々が様々な活動をしておりますが、この中には孤立している人たちもいるわけです。このような団体が連携・協力していくことで、社会的つながりが形成され、それにより、乳幼児期の子供とその親の社会的孤立を防ぐ。地域において多様な人々と出会い、親同士も交流し、共感的関係を築いていく。この共感的関係づくりを積極的に進めるためにも、先ほど御説明いたしました地域の担い手の存在が重要であるとしております。

そして、Aの形成が活発になることによりまして、「B、地域の公共機関によるネットワーク」への影響が期待できる、つまり、地域のNPOや子育てグループを通じて、子供や親に関する情報をリアルに把握できるなどのメリットが生じてくるということをございます。活動が活発になるには、どうしても場所も必要ですので、学校をはじめ教育機関が積極的に参加することも重要であるとしております。そして、福祉や教育の専門職が地域の担い手の役割を担うことも考えられるとしております。

こうしたネットワークが形成されることによりまして、地域における社会的つながりが形成されることで地域力が高まる。社会的つながりづくりと行政からのアプローチの双方が相互補完的な関係を築きながら十分に機能することで、結果として行政機関や施設の活用機会が高まるという効果が期待できるとしております。

第4章「乳幼児期からの「子供の発達」を地域で支えるために都教育委員会に求められる役割」では、「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト」が提案されております。ここでは二つの取組がありまして、(1)の乳幼児期からの子供の教育支援

の必要性を全都に普及させる取組と、(2)のこれを地域に定着させるための取組でございます。そのために(1)では、「子どもの生活習慣確立プロジェクト」の例を参考に、科学的知見に基づく乳幼児期からの子供の発達に関する教材の作成や、これを全都にPRするための仕組みとして、ウェブサイトの開設や広報活動の充実を図る必要があるとしております。そして、地域に定着させる取組のためには、地域における先行的な取組の実施や、これを支える担い手の養成が必要としております。

説明は以上でございます。今後、この趣旨を踏まえ、事業の具体化を検討していきたいと考えております。

なお、本審議会につきましては、引き続き審議を行い、今年中に最終答申をまとめる予定でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

**【委員】** 趣旨は非常によく分かりましたし、良いと思います。

ただ、気になったのが言葉なのですが、ファシリテーター、それから、アウトリーチ、ソーシャルキャピタル、なぜこんな言葉を使わなければいけないのでしょうか。ファシリテーターといったときに、国民、都民のどのぐらいが分かるでしょう。

冊子を見ますと、一々注意書きで、ファシリテーターとはこういう意味です、アウトリーチとはこういう意味ですと書いてあります。今、現実に説明なさっているときも、ファシリテーターとはおっしゃらずに担い手とおっしゃっているわけですし、ファシリテーターと呼ぶことにしたいというようなことが文章の中にありますが、こういうところからどんどん言葉が汚くなって行って、都はこういう横文字を使い過ぎなのです。私は、杉並区立和田中学校の夜スペシャルも言葉としていかなものかと思えます。それは杉並区立和田中学校が決めたことですから良いのですが。アウトリーチも、言葉を分解していけば、リーチを外に向けるということから分かりますが、もう少し日本語にできるのであれば、ファシリテーターと言わなくても良いはずだし、ソーシャルキャピタル、アウトリーチも、分かりやすく日本語に置きかえられると思うのです。

ですから、これから審議を重ねていく上で、こういう意見もあったということはお

心にとめていただきたいと思います。

【委員長】 よろしくお願ひします。アウトリーチというのは流行語になってしまっていますね。

【委員】 私の子供たちは、無事に健康に育っています。学校の教育も大事でしょうが、夫婦仲が良い、これが基本で、それが一番の教育だと私は思っているのです、そのようなことも少し入れてもらえればと思います。お願ひします。

【委員】 来週、私立の高等学校に講演を頼まれて行くのですが、そのため坂東眞理子さんの「女性の品格」と「親の品格」を読みました。こうした本がとても売れるということは、こういう問題に対する飢えのようなものがあるような気がするのです。さっと読んでみたら、ごく当たり前のことなのです。この中にも、今、委員が言われたような夫の協力とか、父親のことも書いてあります。

こういう本が売れるという背景を調べて、それにみあったものを東京都も考えていただきたいと思います。余り長くて難しいことを書いて、しかもそれをアウトリーチしろと言っても、なかなかアウトリーチしないのです。その辺は検討していただければと思います。

【委員】 アウトリーチなど初めて聞きました。

【委員長】 アウトリーチはやはり言葉で、学術会議でも盛んに使っています。

それでは、この件につきましても報告として承ったということにさせていただきます。さまざまな御意見が出ましたので、よろしくお願ひいたします。

## 参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

1月24日(木) 午前10時 フロラシオン青山

2月14日(木) 午前10時 教育委員会室

(2) 東京都教育委員会職員表彰

1月24日(木) 午後 1時30分 フロラシオン青山

(3) 全国都道府県教育委員会連合会平成19年度第2回総会等(委員長・教育長)

1月21日(月)、22日(火)

フロラシオン青山

【委員長】 今後の日程について、政策担当課長からよろしくお願ひいたします。

【政策担当課長】 次回の定例教育委員会でございますが、1月24日木曜日、午前10時からホテルフロラシオン青山にて行います。その日の午後1時半から、東京都教育委員会職員表彰を行いますので、よろしくお願ひいたします。次々回の定例教育委員会は、2月14日木曜日、午前10時から教育委員会室にて予定しております。

委員長、教育長対象でございますが、全国都道府県教育委員会連合会平成19年度第2回総会等が1月21日、22日、ホテルフロラシオン青山にてございます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまから非公開の審議に入ります。

(午前10時42分)